

入札説明書（測量・建設コンサルタント等）

国立療養所宮古南静園 外構整備工事の実施設計業務に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 業務の概要

1) 業務内容

本業務はアスファルト舗装工事の実施設計業務である。

詳細は別添の仕様書による。

2) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日から平成7年1月31日（金）

3) 電子調達システム対象業務

本業務は、資料の提出等を電子調達システムにより行う対象業務である。なお、電子調達システムにより難しいやむを得ない理由がある場合には、別紙の紙入札方式参加承諾書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

以下、本入札説明書において紙入札方式による場合の記述は、全て上記の発注者の承諾を得たことを前提として行われるものである。

4) その他

本業務の契約書（案）、特記仕様書、競争契約入札心得は別添1から別添3のとおりである。

2. 入札参加者に要求される資格

1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 厚生労働省により、九州・沖縄地域における「土木関係建設コンサルタント」に係る「B」又は「C」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

4) 厚生労働省から、指名停止を受けている期間中でないこと。

5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険

④ 国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

7) 平成26年度以降に次の事項を含む設計業務を元請として行った実績を有すること。

・同種業務：宮古島市内におけるアスファルト舗装工事

・類似業務：沖縄県内におけるアスファルト舗装工事

8) 管理技術者は平成26年度以降に契約履行が完了した上記7）に掲げる基準を満たす設計業務の経験を有する者であること。

9) 管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者は、競争参加資格確認資料の提出者の組織に所属していること。

10) 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は兼務可とする。

- 11) 管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。
- 12) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の手持業務について、携わっている業務（特定後又は入札後未契約の業務を含む。）が原則として10件未満であること。
- 13) a. 管理技術者は平成26年度以降に契約履行が完了した同種業務に携った実績があること。
b. 管理技術者は、平成26年度以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実務経験を有すること。
- 14) 総合分野の主任担当技術者は5年以上の実務経験を有する者であること。
- 15) 記載を求める主任担当技術者は、5年の実務経験を有すること。
- 16) 主たる分担業務分野（総合分野）のうち積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- 17) 競争参加資格確認資料の提出者又は協力事務所が、他の競争参加資格確認資料の提出者の協力事務所となっていないこと。
- 18) 再委託先である協力事務所が九州・沖縄地域の建設コンサルタント業務等一般競争参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。
- 19) 沖縄県内に本店又は支店を有すること。
- 20) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3. 担当部局

国立療養所宮古南静園 庶務課 会計班 施設管理係

住所 〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

TEL 0980-72-5321

FAX 0980-72-5859

電子メール fujikawa-kouji.3g8@mhlw.go.jp

4. 競争参加資格確認資料の作成及び記載上の留意事項

1) 競争参加資格確認資料の作成要領

競争参加資格確認資料の様式は、別紙1・別添様式1～5（A4判）に示されるとおりとする。

2) 競争参加資格確認資料の作成及び記載上の留意事項

(a) 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）

管理技術者（様式2）、記載を求める各主任担当技術者（様式3）について、下に従い記載する。

① 氏名

技術者の氏名を記載する。

② 年齢

技術者の年齢（提出時現在）を記載する。

③ 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載する。

④ 保有資格等

技術者の保有する当該分野の資格を記載する。

⑤ 平成26年12月以降の同種又は類似業務の実績

該当する業務実績について、以下の項目を記載する。

- ・業務名称及びTECRIS登録の有無。
- ・発注者（再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。）
- ・受注形態（単独又は共同体のうちどちらかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を（ ）内に記載すること。）
- ・業務概要（対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれら

に準ずる立場)を記載する。)

- ・施設完成年月

記載する件数は1件までとする。なお、記載した業務については契約書の写しを提出すること。

「平成26年12月以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」とは、以下の(い)～(は)全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

(い) 平成26年12月以降に完成した施設の設計業務実績

(ろ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)

(は) 以下を満たす施設の設計業務実績

- ・同種業務：宮古島市内におけるアスファルト舗装工事
- ・類似業務：沖縄県内におけるアスファルト舗装工事

⑥ 実務経験

実務経験の内容について、以下の項目を記載する。

- ・勤務先(部課まで記載する。現在所属していない勤務先でも可。)
- ・所在地(勤務先の所在地を市町村まで記載する。)
- ・地位・職名(実務経験を得たときの地位・職名を記載する。)
- ・実務経験の内容(具体的に記載すること。)
- ・期間(具体的に記載すること。)
- ・年月数(期間で記載した年月数を記載すること。)
- ・合計(年月数の合計を記載すること。)

なお、実務経験に不明な点がある場合は、資料を追加要求することがある。

⑦ 手持業務の状況

提出日現在における手持ちの設計業務(特定後又は入札後未契約の業務を含む。))について、以下の項目を記載する。

- ・業務名
- ・発注者(再委託を受けている業務の場合、契約相手方を記載し、()内に事業主を記載する。)
- ・受注形態(単独又は共同のうちのいずれかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を()内に記載すること。)
- ・業務概要(対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて携わっている分担業務分野及び立場(管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場)を記載する。)
- ・履行期間

(b) 協力事務所の名称等(様式4)

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。(主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。)

(c) 新たな分担業務分野の追加(様式5)

競争参加資格確認資料の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、下記項目を様式に従い記入すること。

- ① 新たに追加する分担業務分野
- ② 新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容
- ③ 分担業務分野を追加する理由
- ④ 主任担当技術者の経験及び能力

(a)の説明に同じ。「平成26年12月以降に契約履行が完了した当該分野に

おける業務の実績」については、該当する業務のうち、最新のものを記載（3件以内）すること。また、「施設等概要及び担当した分担業務分野の内容」には、当該施設概要及び業務内容を具体的に記載すること。

⑤ 平成26年12月以降の同種又は類似業務の実績

4. 2)(a)⑤と同様に記載すること。

⑥ 実務経験

4. 2)(a)⑥と同様に記載すること。

⑦ 手持業務の状況

4. 2)(a)⑦と同様に記載すること。

3) 競争参加資格確認資料の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）は無効とすることがある。

5. 競争参加資格確認資料の提出方法、提出先、提出期限

1) 提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は1部を持参、郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと。）、又1部を電送もしくは電子メールで提出すること。ただし、電送又は電子メールの場合は、着信を確認すること。なお、電子メールで提出する場合は以下による。これ以外での提出は無効とする。

- ・使用可能なソフトは以下のとおり。
- ・ファイル総量は1メガバイト以内とすること。
- ・プリントアウト時にA4判で規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお送信された書類のプリントアウトは白黒印刷で、複製を作成する場合は白黒複写で行う。

2) 提出先：3.に同じ

3) 提出期限：令和6年12月26日（木）12時まで

6. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

1) 質問は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（持参以外の場合は到着又は着信を確認すること。）によること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

① 質問の受付担当課：3.に同じ。

② 質問の受付期間：令和6年12月12日（木）9時より
令和6年12月25日（水）17時まで

2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日（ただし行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に電子調達システムにより行う。ただし、紙入札方式による場合は質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、質問者以外の全ての参加者に対して電送又は電子メールにより送付する。

7. 競争参加資格がないと認めたものに対する理由に関する事項

1) 入札参加者として指名されなかった者に対しては、その旨と理由を電子調達システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面をもって、国立療養所宮古南静園事務長から通知する。

2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に電子調達システムにより、国立療養所宮古南静園事務長に対して競争参加資格がないと認めたものに対する理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参または郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること。）

によること。

- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、電子調達システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。
- 4) 競争参加資格がないと認めたものに対する理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ① 受付場所：3.に同じ。
 - ② 受付時間：8時30分から17時00分まで。

8. 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

9. 入札及び開札の日時及び場所

1) 締切日時

- (1) 電子調達システムによる場合：令和6年12月26日（木）17時00分
- (2) 紙により持参又は郵送する場合：令和6年12月26日（木）17時00分
- (3) 場所：〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
国立療養所宮古南静園 庶務課 会計班 施設管理係

2) 開札日時

令和6年12月27日（金）11時00分

10. 入札方法等

- 1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。
- 2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除。
- 2) 契約保証金 免除。

12. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合（電子調達システムにより提出した場合は、立ち会い不要。）においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

13. 入札の無効

手続開始の公示に示した競争参加資格に必要な要件のない者のした入札、競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札の時に指名停止を受けているもの、その他の開札の時に2. に掲げる要件のないものは、競争参加資格に必要な要件のない者に該当する。

14. 手続における交渉の有無 無。

15. 契約書作成の要否

要。別添契約書(案)により契約書を作成するものとする。

16. 支払条件

完成払い

17. 関連情報を入手するための照会窓口

3. に同じ。

18. その他

- 1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- 2) 2. 2) に掲げる認定を受けていないものも競争参加資格確認資料を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、入札に参加するためには、入札時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- 3) 類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 4) 本件業務を受注した建設コンサルタント（再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

- 5) 競争参加資格確認資料の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- 6) 競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした場合（TECRISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、競争参加資格確認資料を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 7) 競争参加資格確認資料の提出後において、原則として競争参加資格確認資料に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければ

ならない。

8) その他

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-014-889
- ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、

9. の入札書の提出場所に連絡すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 石井竜男 殿